

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課）

項目名	食料・農林水産業のグリーン化に向けた税制上の所要の措置											
税目	所得税、法人税											
要望の内容	<p>生産者の減少・高齢化の進行など、食料の生産基盤の脆弱化や地域コミュニティの衰退が顕在化している中、気候変動による大規模災害や生物多様性の損失等食料生産現場への影響が深刻化している。また、新型コロナウイルス感染症を契機としたサプライチェーンの混乱や内食拡大等生産現場以外でも食料の供給をめぐる情勢は変化するとともに、SDGs や環境対応など企業の評価基準も変化しており、生産現場のみならず、食料システムの関係者（生産者、農機・資材メーカー、食品事業者等）全般で持続可能な体制を構築する必要がある。</p> <p>このため、環境負荷低減に向けた課題を解決する法的枠組み（環境負荷低減に資する農林漁業者等の取組についての計画認定制度）を前提に、当該計画に基づき行う施設等の整備について、税制上の特例を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1489 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農林漁業における環境と調和のとれた事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに環境への負荷の少ない社会の構築に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>SDGs や環境に対する関心が国内外で高まり、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつある中、将来にわたり食料の安定供給と農林水産業の発展を図るためには、生産者の一層の減少・高齢化やポストコロナも見据え、省力化・省人化による労働生産性の向上や生産者のすそ野の拡大とともに、地域資源の循環利用、化学農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷の低減を図り、災害や気候変動にも強い持続的な食料システムを構築することが急務である。</p> <p>特に、EU では2020年5月に「ファーム to フォーク戦略」として化学農薬・化学肥料の削減等に向けた意欲的な数値目標を打ち出すなど、国際社会は既に経済と環境をイノベーションで両立させる方向に動き始めており、我が国においても国際環境交渉や諸外国の農薬規制の拡がりに的確に対応していく必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、政府として「みどりの食料システム戦略」に基づく施策を推進し、革新的な技術・生産体系の社会実装や持続可能な各段階の取組を後押しする観点から、予算・投融資・制度等の政策誘導の手法と合わせたパッケージの一部として税制措置を講ずる必要がある。</p>											

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 ⑪イノベーション創出・技術開発の推進 ⑫環境政策の推進 ⑳林業の持続的かつ健全な発展 ㉔漁村の健全な発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2021 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り (5) 輸出を始めとした農林水産業の成長産業化 「みどりの食料システム戦略」の目標達成に向け、革新的技術・生産体系の開発・実装、グリーン化に向けた行動変容を促す仕組みを検討するとともに、国際ルールづくりに取り組む。</p> <p>○成長戦略フォローアップ (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>2. グリーン分野の成長 (1) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 iii) 分野別の課題と対応 ⑧食料・農林水産業 「みどりの食料システム戦略」に基づき、各省横断的な枠組も活用した持続可能な農林水産業・食品産業技術の創出や研究開発から製品・サービス化に至る取組の展開等を通じて、農林水産・食品分野のグリーン化を推進する。</p> <p>13. 地方創生 (2) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現 ii) 農業の生産基盤の強化 ①生産基盤の確保・強化 「みどりの食料システム戦略」による持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産から消費に至るまでの各工程における各主体の行動変容や民間投資の拡大を促すための政策的な仕組みについて、2021年度中に検討し、所要の措置を講じる。</p>
---	--	--------------------------	---

		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—